

証券コード 6769

2026年3月10日

(電子提供措置の開始日) 2026年3月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町9番地1
サインエレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 南 洋 一 郎

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第34期定時株主総会招集ご通知」等として掲載しておりますので、以下の当社のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.thine.co.jp/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「企業情報」「IR情報」「IRライブラリー」を順に選択いただき、「株主総会」欄よりご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サインエレクトロニクス」または「コード」に当社証券コード「6769」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧情報/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、インターネット行使もしくは議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会前日の営業時間の終了時である2026年3月25日(水曜日)午後5時30分までに入力完了もしくは到着するようご処理くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階 ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第34期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第12条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「主要な営業所」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権の行使についてのご案内

1. 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。議案に賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

2. インターネットによる議決権行使の場合

以下にご説明する議決権行使ウェブサイトより2026年3月25日（水曜日）午後5時30分までに行使してください。

3. 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

4. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

<https://www.web54.net>

5. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要の、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

6. お問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、雇用・所得環境の改善がみられ緩やかな回復基調で推移した一方、資源価格の高騰、物価上昇への懸念、中国経済の減速、米国の関税政策等の不安定な世界情勢により先行きの不透明感が継続しております。

このような環境の下で、当社グループは2027年度を目標年次とする新中期経営戦略「Innovate100」を当期よりスタートしました。半導体、AI/IoTソリューション等から成る事業ポートフォリオを活かしつつ、今後の経済社会において、AI活用ユースケースの適用加速に寄与する革新的なソリューションを提供し、経済社会の生産性向上に取り組み、2027年度に連結売上高100億円超の実現を目指します。

当連結会計年度の売上高は、LSI事業では、国内市場においてOA機器市場向けで需要の回復傾向がみられた一方、アミューズメント市場向け等在庫調整等の影響が継続し、また海外市場においても米国市場向けは順調に推移しましたが、中国市場向けは関税懸念の影響等により受注が減少し、全体として前期比2%の減少となりました。AIOT事業では、スマートメーター向け通信モジュール製品の量産出荷を開始したほか自動体外式除細動器（AED）、エレベータ遠隔監視用途向け等の製品出荷も順調に推移し、前期比5%の増加となりました。これらの結果、当連結会計年度の売上高は、46億39百万円（前期比0.5%増）となり、売上総利益は22億85百万円（前期比9.6%減）とな

りました。

販売費および一般管理費については、新中期経営戦略「Innovate100」目標の達成に向けた戦略的な研究開発投資（13億21百万円、前期比14.5%増）を行った結果、販売費および一般管理費全体として、26億28百万円（前期比5.1%増）となりました。これらの結果、当連結会計年度の営業損失は3億42百万円（前期は営業利益28百万円）、減価償却費等を考慮しない営業利益（EBITDA※）はマイナス2億68百万円（前期は1億25百万円）となりました。

また、前期末比で為替が円高進行した影響により為替差損65百万円を計上する等した結果、経常損失は4億3百万円（前期は経常利益2億64百万円）、保有する一部の投資有価証券の売却を行い投資有価証券売却益1億34百万円を計上する等した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は3億34百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3億39百万円）となりました。

※EBITDA (Earnings before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) : 当社グループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。

セグメント別の状況

当社グループは、LSI事業とAIOT事業を事業セグメント区分としております。

(LSI事業)

当連結会計年度のLSI事業の売上高は、日本市場では一部において需要の回復傾向がみられましたが、引き続き顧客の在庫調整等の影響が継続し、また海外市場においても米国市場向けは順調に推移しましたが、中国市場等において関税懸念の影響等もあり、全体として前期比2.0%の減少となりました。

産業機器市場向けビジネスは、LSI事業の売上

全体の73%を占めております。OA機器市場向けでは顧客需要が順調に回復し、製品出荷が増加しましたが、アミューズメント機器市場向けにおいては依然として顧客の在庫調整等の影響が解消されず回復は翌期以降に持ち越しとなり、産業機器市場向け全体としては前期比で概ね同水準（前期比0.6%増）となりました。

車載機器市場向けビジネスは、LSI事業の売上全体の16%を占めております。EVパネル向け新製品等の出荷が増加し、米国市場向け等において前期比で出荷が増加しましたが、中国市場向け等においては関税懸念の影響等もあり減少した結果、全体としては前期比概ね同水準（前期比1.0%減）となりました。

民生機器市場向けビジネスは、LSI事業の売上全体の11%を占めております。2023年度より提供を開始した次世代高速インターフェース標準技術「V-by-One[®]HS plus Standard」の提供は順調に進行しておりますが、民生機器市場向け全体としては前期比17%の減少となりました。

これらの結果、LSI事業全体の売上高は28億30百万円（前期比2.0%減）、売上総利益は18億91百万円（前期比3.1%減）となりました。

当連結会計年度においては、中期経営戦略「Innovate100」目標の達成に向けた戦略的な研究開発を積極的に実施しました。世界初のDSPレス技術により低遅延・低消費電力を実現するAIデータセンター向け光半導体製品の開発、EVパネル向け高速インターフェースV-by-One[®]HS新製品のラインアップ拡充、新規電源製品の開発、スマートモジュール活用ソリューションの開発、5Gを遥かに超える次世代高速無線通信技術の開発等を行い、これらの活動により、当連結会計年度において研究開発費12億82百万円を計上しました。なお、当社のAIデータセンター向け光半導体製品の

開発については、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）における「令和7年度社会実装・海外展開志向型戦略プログラム」の活動として採択されており、研究開発活動の一部については翌期以降に助成を受ける見込みです。

これらの結果、LSI事業の当連結会計年度における営業損失は3億24百万円（前期は営業損失1億34百万円）、EBITDAはマイナス2億55百万円（前期はマイナス41百万円）となりました。

（AIOT事業）

当連結会計年度のAIOT事業の売上高は、ドライブレコーダ向けおよび自動販売機向け等において顧客需要の減少による受注減少がありましたが、当期下半期よりスマートメーター用無線通信モジュールの量産出荷を本格開始したほか、自動体外式除細動器（AED）・エレベータ等の遠隔監視等向けの製品出荷が順調に推移し、前期比で4.8%の増加となりました。これらの結果、AIOT事業の売上高は18億9百万円（前期比4.8%増）、売上総利益は3億94百万円（前期比31.8%減）となりました。

当連結会計年度においては、AI・IoTを活用する新ニーズの拡大による新しいアプリケーション市場の拡大を見据えたソリューションの開発に取り組み、音声通話機能付きゲートウェイ新製品の開発、スマートIoTルーターの開発等を行い、全体として研究開発費39百万円を計上しました。

これらの結果、AIOT事業の当連結会計年度における営業損失は17百万円（前期は営業利益1億62百万円）、EBITDAはマイナス13百万円（前期はEBITDA 1億67百万円）となりました。

当社グループは半導体、AI/IoTソリューション等の事業間でのシナジーを一層高めるため、2025年7月1日付で、当社グループのAIOT事業の中核企業であるキャセイ・トライテック株式会社を「ザ

イン・モバイルテック株式会社」に社名を変更しました。当社グループにおいてザイン（THine）ブランドのシナジーを活かした革新的ソリューション提供と社会貢献を目指します。また、当社グループはAIOT事業の一環として、2024年度にサーバー事業を立ち上げ、連結子会社ザイン・ハイパーデータ株式会社を中国企業と合弁にて設立しましたが、昨今の米中問題に起因する当社事業環境の変化に鑑み、日本市場に対応した事業を進めるため合弁契約を解消し、当社の完全子会社化して事業を推進していくこととしました。

なお、2026年2月5日開催の取締役会の決議により、期末配当は1株当たり金15円とさせていただきます。

※「V-by-One」はザインエレクトロニクス株式会社の登録商標です。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、“Interface to the Future - Solution by Smart Connectivity -”をベースとした差別化力と新たな付加価値を通じた社会貢献を目指しております。2025年度から2027年度までの中期経営戦略「Innovate100」を策定し、今後の経済社会においてAI活用ユースケースの適用加速に寄与する革新的なソリューションを提供することにより、経済社会の生産性向上への貢献に取り組んでまいります。

具体的には、2027年度に売上高100億円超を目指し、以下の施策を講じてまいります。

- ① AI社会実装の加速に貢献するため、Interface to the Futureをベースとして、当社グループ独自のソリューションを世界市場に提供することを目指します。
- ② 当社グループの3ビジネス（LSI/AIOT/サーバー）間でのシナジーを強化し、新たなソリ

ューション開発など積極的に取り組んでまいります。

- ③ 他社とのコラボレーションやアライアンス案件を積極的に探索し、機動的に新事業の開拓を進めます。

これらの施策により中期経営戦略「Innovate100」の達成を目指し、企業価値の拡大および社会貢献を達成したいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2025年4月21日付で、当社連結子会社のザイン・ハイパーデータ株式会社の株式を取得し、同社を完全子会社としました。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 31 期 (2022年12月期)	第 32 期 (2023年12月期)	第 33 期 (2024年12月期)	第 34 期 (当連結会計年度 (2025年12月期))
売 上 高	5,456,864	5,018,748	4,614,116	4,639,402
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	906,929	71,695	264,400	△403,232
親会社株主に帰属する当期 純利益又は純損失(△)	820,188	△69,805	339,788	△334,330
1株当たり当期純利益又は 純損失(△)(円)	75.75	△6.44	31.82	△31.32
総 資 産 額	10,669,619	10,250,089	10,329,762	9,665,465
純 資 産 額	9,734,616	9,440,958	9,592,799	8,917,368
1株当たり純資産額(円)	880.64	860.94	879.05	830.99

(注) △印は損失を示しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
哉英電子股份有限公司	20,000千台湾ドル	100%	半導体製品の販売
ザインエレクトロニクス コリア株式会社	300,000千ウォン	100%	半導体製品の販売
賽恩電子香港股份有限公司	15,000千香港ドル	100%	半導体製品の販売
前海賽恩電子(深圳)有限公司	8,000千人民元	100% (100%)	半導体製品の販売
THine Solutions, Inc.	500千米国ドル	100%	半導体製品の販売
ザイン・モバイルテック 株 式 会 社	140,000千円	83.87%	コンピュータ機器 とソフトウェアの 設計・製造・販売
深圳泰晨通訊科技有限公司	800千米国ドル	100% (100%)	コンピュータ機器 とソフトウェアの 販 売
ザイン・ハイパーデータ 株 式 会 社	100,000千円	100%	サーバー機器 の 販 売

(注) 1. 持株比率の()内は、間接保有割合を内数で記載しております。

2. 2025年7月1日付で、キャセイ・トライテック株式会社はザイン・モバイルテック株式会社に社名を変更しました。

(11) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、LSI事業およびAIOT事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

①LSI事業

各種用途向けミックスドシグナルLSIの開発・製造・販売を行っております。

②AIOT事業

AI/IoT/M2M機器やモバイル通信機器のハードウェア・ソフトウェアおよびAIサーバー/データサーバーの開発・製造・販売を行っております。

(12) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
LSI事業	92名	1名増
AIOT事業	35	2名増
全社(共通)	7	1名増
合計	134	4名増

(注) 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
LSI事業	77名	3名増
AIOT事業	2	—
全社(共通)	7	1名増
合計	86	4名増

(注) 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,340,100株
(うち自己株式1,827,737株)
- (3) 株主数 7,252名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率
株 式 会 社 ヒ ル ス ト ン	2,123	20.20%
株 式 会 社 T I E ホ ー ル デ ィ ン グ	2,024	19.26
西 川 典 孝	158	1.51
治 部 達 夫	151	1.44
中 原 隆 志	144	1.38
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	142	1.35
澤 田 泰 一 郎	85	0.82
シ リ コ ン テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	77	0.74
F U T U S E C U R I T I E S I N T E R N A T I O N A L (H O N G K O N G) L I M I T E D	76	0.72
市 川 敏 夫	73	0.69

- (注) 1. 株式会社ヒルストンおよび株式会社TIEホールディングは当社代表取締役会長飯塚哲哉が代表取締役を兼務しております。
2. 当社は自己株式を1,827,737株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 持株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	10,250株	5名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.(4) 取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記以外に当社子会社の取締役1名に対して1,750株を交付しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯塚哲哉	株式会社ヒルストン代表取締役 株式会社T I Eホールディング代表取締役 一般社団法人日本電子デバイス産業協会顧問 ザイン・モバイルテック株式会社取締役会長
代表取締役社長	南洋一郎	ザインエレクトロニクス 코리아 株式会社代表理事 賽恩電子香港股份有限公司董事 前海賽恩電子(深圳)有限公司董事長 Thine Solutions, Inc. CEO 哉英電子股份有限公司董事長 ザイン・モバイルテック株式会社取締役 ザイン・ハイパーデータ株式会社取締役
取締役	高田康裕	-
取締役	山本武男	総務部長 ザイン・モバイルテック株式会社監査役 ザイン・ハイパーデータ株式会社監査役
取締役	中原隆志	ザイン・モバイルテック株式会社代表取締役社長 ザイン・ハイパーデータ株式会社代表取締役会長 兼社長 深圳泰晨通訊科技有限公司執行董事
取締役	安田稔広	-
社外取締役 (常勤監査等委員)	渋谷勝之	-
社外取締役 (監査等委員)	山口修司	弁護士 弁護士法人岡部・山口法律事務所代表弁護士 玉井商船株式会社社外監査役 株式会社住友倉庫社外取締役 中央大学法科大学院客員教授 公益財団法人日本海法会監事
社外取締役 (監査等委員)	松岡章夫	税理士 松岡大江税理士法人代表社員 税務大学校講師

- (注) 1. 2025年7月1日付で、キャセイ・トライテック株式会社はザイン・モバイルテック株式会社に社名を変更しました。
2. 取締役渋谷勝之、山口修司、松岡章夫の各氏は社外取締役であります。
3. 取締役山口修司氏は、弁護士として企業法務に精通しております。
4. 取締役松岡章夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役渋谷勝之、山口修司、松岡章夫の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、渋谷勝之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役との間では、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 補償契約および役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社の各取締役ならびに子会社の各取締役および各監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と当社の各取締役ならびに子会社の各取締役および各監査役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当します。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補をするものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2025年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動と価値提供を通じて社会貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給することとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、会社への貢献度等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与水準等を考慮しつつ、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営戦略と整合するよう事業年度計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて、取締役会決議により見直しを行うものとする。

業務執行取締役の非金銭報酬等は、企業価値

の持続的な向上を図るインセンティブおよび株主との一層の価値共有を目的として譲渡制限付株式およびストックオプションとしての新株予約権とする。譲渡制限付株式報酬は、毎年一定の時期にその職責を考慮した株式数を割り当てることとする。具体的には、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として定時株主総会で承認可決された範囲で金銭債権を支給し、各取締役は当該金銭債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けるものとする。ストックオプションは、発行時の当社株価を権利行使価格とし、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的に鑑み、当社グループ事業の成長を加速する上での重要な時点において、従業員に割り当てる条件との整合等必要な条件を設定することにより決定するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、他社報酬水準等も踏まえ、上位の役位ほど業績指標の目標が達成できた場合における業績連動報酬のウェイトが高まる構成となるとともに、譲渡制限付株式報酬およびストックオプションの非金銭報酬については、個々の役員が果たすべき職責および期待される貢献度を勘案した割当数を設定することにより、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の割合を決定するものとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役会長飯塚哲哉がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各業務執行取

締役の基本報酬の額を決定するとともに、業績連動報酬等については各業務執行取締役の担当事業の業績実績を踏まえた個人別の実績ポイントを提案することにより監査等委員である取締役を含めた取締役会の決議により決定するとともに、非金銭報酬等については各業務執行取締役の職責および期待される貢献度を踏まえて個人別の割当数を提案することにより監査等委員である取締役を含めた取締役会の決議により決定するものとする。監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員会の決議により決定するものとする。

- f. 取締役の報酬等の内容の決定を代表取締役等に委任した理由

代表取締役会長 飯塚哲哉に個人別の報酬等の具体的内容について委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したため。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員 を除く） （うち社外取締役）	103,050 (-)	81,915 (-)	- (-)	21,135 (-)	6 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,520 (11,520)	11,520 (11,520)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	114,570 (11,520)	93,435 (11,520)	- (-)	21,135 (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等は、当連結会計年度における役員賞与引当金の繰入額であります。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標は連結営業利益であり、当事業年度の実績は342百万円の営業損失であります。当該指標を選択した理由は、収益力向上の観点から役員を評価するにあたり最も相応しい指標と判断しているからです。なお、当社の業績連動報酬は、以下の方法により算定されております。

業績連動報酬の決定方法

i) 総支給額

業績連動報酬の総支給額控除前の連結営業利益に0.41%を乗じて10.9百万円を加算したもの（ただし、100百万円を上限とする。）とし、営業損失の場合は支給しておりません。

ii) 個別支給額

以下の計算式により算定した額（千円未満切り捨て）としております。

$$\text{個別支給額} = \text{総支給額} \times \frac{(\text{役位ポイント} + \text{実績ポイント})}{\text{対象となる業務執行取締役のポイントの総和}}$$

<役位ポイント>

代表取締役	取締役
4.0	3.5

<実績ポイント>

実績ポイント総計は6.5とし、当期における個別の業務執行取締役の業績実績を踏まえた個別割当案に対して、監査等委員（社外取締役）の全員が当該決議に賛成している場合における取締役会決議により決定された場合に有効となります。

ただし、連結対象子会社の取締役を兼務する業務執行取締役で、当該子会社より役員報酬を支給する

業務執行取締役が生じる場合には、当該業務執行取締役については、役位ポイントおよび実績ポイントともにゼロにすることとしております。

なお、当事業年度においては連結営業利益が営業損失であったため、支給しておりません。

4. 非金銭報酬等の内容はストックオプションとしての新株予約権と譲渡制限付株式であり、当事業年度において譲渡制限付株式による報酬およびストックオプションとしての新株予約権による報酬として費用計上した金額を記載しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の額は、2019年3月26日開催の第27期定時株主総会において、金銭、ストックオプションとしての新株予約権を対象とするものとして年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与および当社株主総会決議により当該報酬等の額とは別枠にて付与されたまたは付与されるストックオプションとしての新株予約権は含まない）と決議しております。また、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、上記報酬枠とは別枠で、2025年3月28日開催の第33回定時株主総会において、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、支給される報酬としての当社の普通株式または金銭債権の総額は、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議しております。両株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、6名です。
6. 監査等委員である取締役の報酬額は、2016年3月24日開催の第24期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

③当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

④社外役員が親会社等または親会社等の子会社等
（当社を除く）から受けた役員報酬の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

「(1)取締役の状況」に記載の重要な各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員)	渋谷勝之	同氏には、当業界における豊富な経験と幅広い知識を活かした適正な経営の監査・監督の実現を期待しております。 当事業年度開催の取締役会19回、および監査等委員会13回の全てに出席し、当業界における豊富な経験と幅広い見識を背景に、主に経営的観点からの発言を通じて、期待される役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	山口修司	同氏には、経営全般および弁護士としての専門的な見識を活かした適正な経営の監査・監督の実現を期待しております。 当事業年度開催の取締役会19回、および監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じて、経営全般ならびに弁護士としての専門的見地からの発言を通じて、期待される役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	松岡章夫	同氏には、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした適正な経営の監査・監督の実現を期待しております。 当事業年度開催の取締役会19回、および監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じて、経営全般ならびに税理士としての専門的見地からの発言を通じて、期待される役割を果たしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の一層の強化と今後の積極的な研究開発投資およびアライアンス案件獲得に備えるための内部留保の充実を重視しております。一方、株主様に対する安定的な利益還元策の実施も重要な経営課題と認識しております。具体的な配当につきましては、業績動向を考慮しながら、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財政状況等を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

当社は、期末に年1回の剰余金の配当を行うことを基本としています。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2026年2月5日開催の取締役会の決議により、当社普通株式1株につき金15円と決定いたしました。

また、自己株式の取得について、当社では、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合や潜在的なM&A等に対処する場合などに機動的な対応を可能とすること、当社株式の希薄化を抑制することなどを考慮しつつ、必要と判断した場合に自己株式の取得を行う方針であります。

なお、当期は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行および株主の皆様への利益還元を図るため、2025年11月5日開催の取締役会の決議に基づき、自己株式を2025年11月6日から2025年12月16日まで200,000株を1億63百万円で取得いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率(%)については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,122,344	流動負債	604,135
現金及び預金	6,454,287	買掛金	302,420
売掛金	1,482,974	未払法人税等	3,810
商品及び製品	666,102	賞与引当金	53,418
仕掛品	138,946	その他	244,486
原材料	129,439	固定負債	143,960
その他	250,593	退職給付に係る負債	29,622
固定資産	543,120	資産除去債務	27,224
有形固定資産	135,023	その他	87,113
建物及び構築物	48,972	負債合計	748,096
車両運搬具	3,308	(純資産の部)	
工具器具備品	79,466	株主資本	8,682,155
土地	3,275	資本金	1,175,267
無形固定資産	50,680	資本剰余金	1,260,730
ソフトウェア	49,899	利益剰余金	8,718,487
電話加入権	780	自己株式	△2,472,329
投資その他の資産	357,417	その他の包括利益累計額	53,524
投資有価証券	257,938	その他有価証券評価差額金	△28,059
繰延税金資産	13,483	為替換算調整勘定	81,584
その他	85,995	新株予約権	87,909
		非支配株主持分	93,779
		純資産合計	8,917,368
資産合計	9,665,465	負債・純資産合計	9,665,465

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,639,402
売 上 原 価		2,354,070
売 上 総 利 益		2,285,332
販売費及び一般管理費		2,628,168
営 業 損 失		342,835
営 業 外 収 益		12,324
受 取 利 息	8,507	
受 取 配 当 金	100	
雑 収 入	3,717	
営 業 外 費 用		72,721
支 払 利 息	55	
為 替 差 損	65,789	
投資事業組合運用損	6,876	
経 常 損 失		403,232
特 別 利 益		149,161
投資有価証券売却益	134,341	
新株予約権戻入益	14,820	
特 別 損 失		823
固定資産除却損	823	
税金等調整前当期純損失		254,894
法人税、住民税及び事業税	37,119	
法人税等還付税額	△3,185	
法人税等調整額	49,424	83,358
当 期 純 損 失		338,253
非支配株主に帰属する 当期純利益		△3,923
親会社株主に帰属する 当期純損失		334,330

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

ザインエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勇人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザインエレクトロニクス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザインエレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,856,186	流動負債	534,194
現金及び預金	5,358,575	買掛金	266,471
売掛金	1,845,424	未払金	185,933
商品及び製品	440,920	未払費用	5,154
仕掛品	138,946	未払法人税等	2,010
原材料	129,439	賞与引当金	49,086
前渡金	203	その他	25,539
前払費用	96,352	固定負債	27,224
その他	92,047	資産除去債務	27,224
貸倒引当金	△245,723	負債合計	561,418
固定資産	1,173,559	(純資産の部)	
有形固定資産	102,185	株主資本	8,408,477
建物	29,979	資本金	1,175,267
工具器具備品	68,930	資本剰余金	1,265,283
土地	3,275	その他資本剰余金	1,265,283
無形固定資産	46,792	利益剰余金	8,440,255
ソフトウェア	46,241	利益準備金	34,572
電話加入権	551	その他利益剰余金	8,405,683
投資その他の資産	1,024,580	別途積立金	7,830,000
投資有価証券	257,938	繰越利益剰余金	575,683
関係会社株式	712,284	自己株式	△2,472,329
長期前払費用	1,823	評価・換算差額等	△28,059
その他	52,534	その他有価証券評価差額金	△28,059
資産合計	9,029,746	新株予約権	87,909
		純資産合計	8,468,327
		負債・純資産合計	9,029,746

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,346,929
売 上 原 価	1,660,573
売 上 総 利 益	1,686,356
販売費及び一般管理費	2,098,953
営 業 損 失	412,597
営 業 外 収 益	44,612
受 取 利 息	10,213
受 取 配 当 金	31,300
雑 収 入	3,099
営 業 外 費 用	51,233
為 替 差 損	44,357
投資事業組合運用損失	6,876
経 常 損 失	419,217
特 別 利 益	149,161
投資有価証券売却益	134,341
新株予約権戻入益	14,820
特 別 損 失	58,054
子会社株式評価損	58,054
税 引 前 当 期 純 損 失	328,110
法人税、住民税及び事業税	293
法 人 税 等 調 整 額	47,912
当 期 純 損 失	376,317

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

ザインエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勇人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前川 邦夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザインエレクトロニクス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

ザインエレクトロニクス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 渋谷勝之 ⑩

監査等委員 山口修司 ⑩

監査等委員 松岡章夫 ⑩

(注) 監査等委員 渋谷勝之、山口修司及び松岡章夫は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く)飯塚哲哉、南洋一郎、高田康裕、山本武男、中原隆志および安田稔広の6名は任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
3	たかだ やすひろ 高田 康裕 (1965年10月11日)	1989年4月 通商産業省(現、経済産業省) 入省 2001年1月 経済産業省産業構造課 課長補佐 2002年2月 当社入社、業務部長 2002年3月 当社取締役(現任) 2009年1月 当社経営企画部長 2012年11月 賽恩電子香港股份有限公司 董事 2016年3月 当社常務取締役 2017年2月 当社代表取締役社長 2017年7月 前海賽恩電子(深圳) 有限公司 董事長 2017年8月 ザ・インヴェストメント・ソリューションズ株式会社 代表理事 2018年2月 Thine Solutions, Inc. CEO 2018年4月 哉英電子股份有限公司 董事長 2019年3月 キャセイ・トライトック株式会社(現、ザ・イン・モバイルテック株式会社) 取締役	株 22,050	なし
【取締役候補者とした理由】 高田康裕は、2002年より当社取締役として、M&Aや事業提携を含むアライアンスとオープンイノベーションに取り組んでおり、当社の戦略企画を担当しております。協業を含めた戦略・実行の経験を活かし、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。				
4	やまもと たけお 山本 武男 (1969年1月3日)	1992年4月 兼松株式会社入社 2002年4月 当社入社 2003年1月 当社業務部経理グループ マネージャ 2012年2月 当社総務部長(現任) 2017年3月 当社取締役(現任) 2019年3月 キャセイ・トライトック株式会社(現、ザ・イン・モバイルテック株式会社) 監査役(現任) 2024年6月 ザ・イン・モバイルテック株式会社 監査役(現任)	2,750	なし
【取締役候補者とした理由】 山本武男は、2017年より当社取締役として、当社のほか傘下の主要な10企業・事業所から成るグループ全体の財務・会計・IR・総務を始めとする管理全般を担当しております。こうした経験・実績を活かし、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
5	なかはらたかし 中原 隆志 (1961年5月14日)	1991年4月 松下電送株式会社入社 1993年9月 キャセイ・トライトック株式会社 (現、サ・イン・モバイル 株式会社、以下同じ) 設立、代表取締役 2011年9月 日電(中国)有限公 司 総裁補佐兼移動通 信端末事業部総経理 2011年11月 キャセイ・トライトック株式会 社 代表取締役会長 2012年3月 キャセイ・トライトック株式会 社 相談役社主 2013年3月 キャセイ・トライトック株式会 社 代表取締役社長(現任) 2015年9月 深圳泰辰通迅科技有 限公司 董事 2018年12月 当社執行役員 2019年3月 当社取締役(現任) 2019年7月 深圳泰辰通迅科技有限 公司 執行董事(現任) 2024年6月 サ・イン・モバイル株式会 社 代表取締役会長 2025年3月 サ・イン・モバイル株式会 社 代表取締役会長兼社 長(現任)	株 144,734	なし
【取締役候補者とした理由】 中原隆志は、当社がM&Aを行ったAI&IoT企業の創業者であり、2019年より当社取 締役として、当社グループのAIOT事業を担当しております。世界トップクラス の通信モジュールメーカーやサーバーメーカーとの資本業務提携などを含めた 経験・実績と国際的人脈を活かし、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企 業価値の向上に向けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に 十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者となりました。				
6	やすだとしひろ 安田 稔広 (1969年12月4日)	1992年4月 株式会社LSIロジックパ ンパニオン社入社 2003年3月 パンパニオン電気株式会社入社 2004年7月 川崎マイクロエレクトロニクス株式会 社(現、株式会社パナソニック)入社 2010年1月 当社入社 2011年4月 当社品質マネジメント部品質保証 グループマネージャ 2017年4月 当社生産部長 2021年1月 当社営業部長 2022年3月 当社執行役員 2023年3月 当社取締役(現任)	1,750	なし
【取締役候補者とした理由】 安田稔広は、長年、半導体事業に携わっており、2022年から当社執行役員とし て営業と生産を一体化した運営に取り組み、2023年より当社取締役として開発 および生産部門を担当し当社の製品開発に貢献しております。こうした経験・ 実績を活かし、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向 けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果た すことができると判断し、取締役候補者となりました。				

(注) 当社は、保険会社との間で、当社の各取締役ならびに子
 会社の各取締役および各監査役を被保険者として会社法

第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に更新する予定です。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と当社の各取締役ならびに子会社の各取締役および各監査役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当し、当該保険契約とともに更新する予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補をするものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役渋谷勝之氏、山口修司氏、松岡章夫氏の3名は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	※ いとう あきら 伊藤 明 (1961年2月14日)	1983年4月 富士通株式会社入社 2017年4月 富士通株式会社テクノロジー &ものづくり事業本部長 2018年4月 富士通アドバンストテクノロジー 株式会社(現、NTTデータ エレクトロニクステクノロジー株式会社、 以下同じ)執行役員常務 2019年4月 富士通アドバンストテクノロジー 株式会社代表取締役社長 2021年6月 NTTエレクトロニクステクノロジー 株式会社(現、NTTデータ エレクトロニクステクノロジー株式会社、 以下同じ)本部長 2023年6月 NTTエレクトロニクステクノロジー 株式会社参与(現任)	株 —	なし
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 伊藤明氏は、エレクトロニクス企業での経営の経験と、半導体および技術開発に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、その幅広い見識から社外取締役として適正な監査を実現していただけることが期待できるため、監査等委員である取締役候補者としました。</p>				

りました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 松岡章夫氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は本総会の終結の時をもって10年であります。また、同氏は2015年3月から2016年3月まで当社の監査役でありました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、山口修司氏および松岡章夫氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、伊藤明氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、山口修司氏および松岡章夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、伊藤明氏は、当社の主要取引先である富士通株式会社の業務執行者でありましたが2018年3月までであり、現在NTTデバイステクノロジー株式会社^{（株）}に在籍しており当社と同社^{（株）}の間に商品開発上の取引がありますが両社の連結売上高の2%未満であるため、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の各取締役ならびに子会社の各取締役および各監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に更新する予定です。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と当社の各取締役ならびに子会社の各取締役および各監査役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当し、当該保険契約とともに更新する予定です。本議案において山口修司氏および松岡章夫氏の選任が承認可決された場合には、両氏は引き続き被保険者となります。また、伊藤明氏の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
 - ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補をするものです。
 - ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。

【ご参考】取締役のスキルマトリクス

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 (予定)	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	開発 技術	国際性	財務 会計 資本市場 対応	法務 リスク マネジメント
飯塚 哲哉	代表取締役 会長	○		○	○		
南洋 一郎	代表取締役 社長	○	○		○		
高田 康裕	取締役	○	○		○		
山本 武男	取締役				○	○	○
中原 隆志	取締役	○	○		○		
安田 稔広	取締役		○	○	○		
伊藤 明	取締役(社外) 常勤監査等委員	○	○	○			
山口 修司	取締役(社外) 監査等委員	○			○		○
松岡 章夫	取締役(社外) 監査等委員	○				○	○

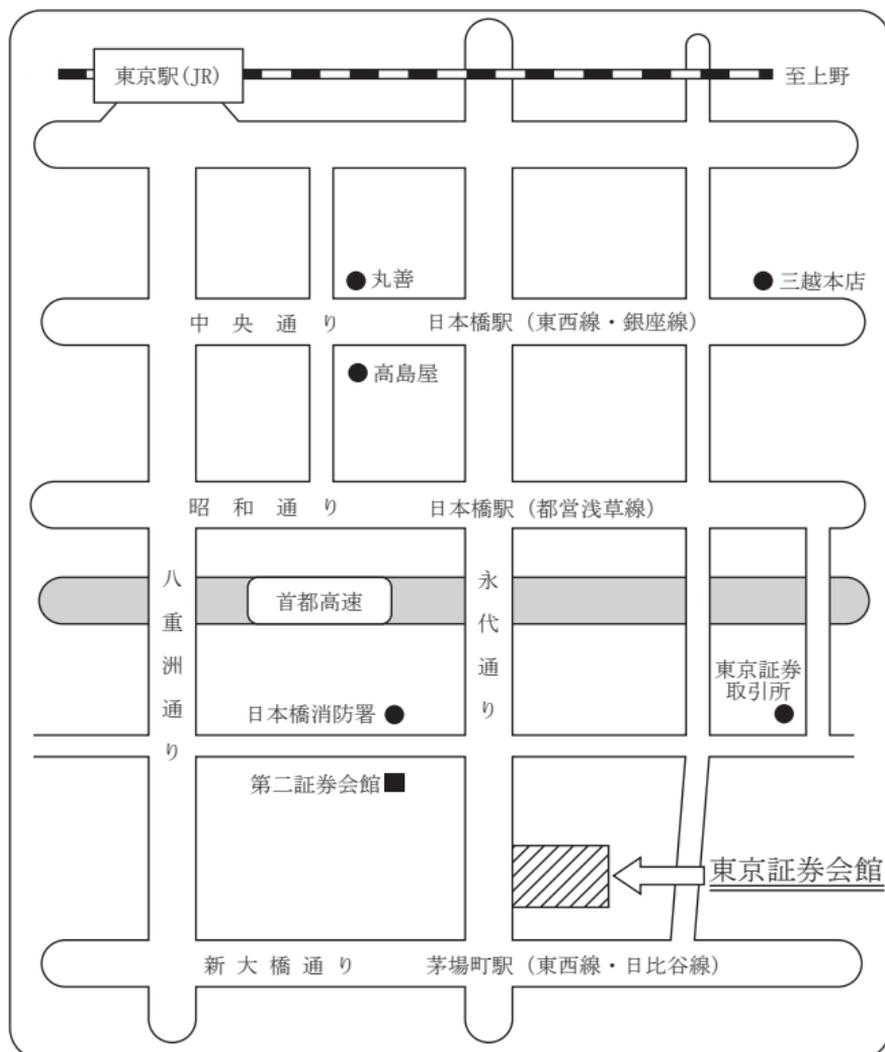
- ※1. 発揮することが期待されるスキルのうち主なもの最大3つに○を付けています。
- ※2. 「ガバナンス」は全ての取締役に求められることから一覧に記載しておりません。

- 監査等委員)でありました。
3. 当社は、定款第29条において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、舟田饒氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
 4. 当社は、舟田饒氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で、当社の各取締役ならびに子会社の各取締役および各監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に更新する予定です。なお、当該契約は当社を被保険者とする部分を含み、当該部分は当社と当社の各取締役ならびに子会社の各取締役および各監査役との間における会社法第430条の2第1項に規定する補償契約の締結に該当し、当該保険契約とともに更新する予定です。舟田饒氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏は被保険者となります。
 - ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補をするものです。
 - ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階 ホール
連絡先 03-3667-9210



交通のご案内

東京メトロ東西線・日比谷線
茅場町駅（中央改札 8番出口）

<株主総会決議ご通知 および 株主通信のご案内>

「株主総会決議ご通知」および「株主通信」は、地球環境等に配慮した省資源化の取り組みの一環から書面での郵送を廃止し、株主総会終了後に当社ウェブサイトに掲載することとさせていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.thine.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「企業情報」「IR情報」「IRライブラリー」を順に選択いただき、株主総会決議ご通知は「株主総会」欄、株主通信は「株主通信」欄よりご確認ください。）